ロ　広島県広島市安佐南区緑井町字神宮山五三一一番地内三等三角点神宮山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱二十二号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱二十二号と二十七号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三四度二〇分五〇秒　二十二号
六五五・三〇八メートルの地点　二十三号
標柱二十二号から二九一度一五分一六秒　二十四号
二七・二一三メートルの地点　二十五号
標柱二十三号から一八度四九分七秒　二十六号
九・二一〇メートルの地点　二十七号
標柱二十四号から一八度四九分一一秒　
五・四六二メートルの地点　
標柱二十五号から三四度五七分二七秒　
二六・四四三メートルの地点　
標柱二十六号から一一五度二分四六秒　
三二・七三二メートルの地点　
三(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　
鳥越川、太田川（古川）支川八二、太田川（古川）支川八三及び太田川（古川）支川八四

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　広島県広島市安佐南区緑井町字権現山五六一番地内四等三角点権現山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一一六度四六分三二秒
一二〇一・二九五メートルの地点　一号
標柱一号から三三一度五四分五二秒　
四・三四八メートルの地点　二号
標柱二号から二一六度四一分五四秒　
一・八〇二メートルの地点　三号
標柱三号から二〇六度三四分二五秒　
三・〇二二メートルの地点　四号
標柱四号から三一五度五〇分七秒　
二八・四二〇メートルの地点　五号
標柱五号から二一九度三六分二六秒　
八・四三四メートルの地点　六号
標柱六号から四三度八分四四秒　七号
一二九・二四五メートルの地点　
標柱七号から二四一度一七分二一秒　八号
四三・五九六メートルの地点　
標柱八号から二一六度〇分三二秒　九号
〇・二二六メートルの地点　
標柱九号から一八七度三分四二秒　十号
一四・四八七メートルの地点　
標柱十号から一六二度二七分七秒　十一号
三一・四四二メートルの地点　
標柱十一号から一八九度一分三八秒　十二号
一四・九五八メートルの地点　
標柱十二号から二六四度一三分四一秒　十三号
三・三四一メートルの地点　
標柱十三号から二一八度一七分三九秒　十四号
二三・五三七メートルの地点　

ロ　広島県広島市安佐南区緑井町字権現山五六七一番地内四等三角点権現山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十五号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十五号と十七号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一二一度五分五九秒　
一一四六・五一九メートルの地点　十五号
標柱十五号から二七八度四九分三六秒　
三三・九四七メートルの地点　十六号
標柱十六号から三〇六度三〇分二三秒　
三・六五八メートルの地点　十七号

ハ　広島県広島市安佐南区緑井町字権現山五六七一番地内四等三角点権現山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十八号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱十八号と二十二号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一二三度一〇分四二秒　
一〇〇六・八八四メートルの地点　十八号
標柱十八号から二六九度三六分二五秒　
二九・〇〇六メートルの地点　十九号
標柱十九号から三一〇度一五分二五秒　
二六・七四〇メートルの地点　二十号
標柱二十号から一三度五四分六秒　
八・〇五八メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から九八度三分一九秒　
四七・四九二メートルの地点　二十二号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　
太田川（古川）支川八〇

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐南区緑井町字権現山五六七一番地内四等三角点権現山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一一〇度三二分四九秒　
一四〇三・一一七メートルの地点　一号
標柱一号から二七五度五六分三〇秒　
一・四九三メートルの地点　二号
標柱二号から七〇度四一分二六秒　
五二・六三三メートルの地点　三号
標柱三号から二四八度五八分五八秒　
七・〇三四メートルの地点　四号
標柱四号から二六〇度五一分二七秒　
六・四五一メートルの地点　五号
標柱五号から二六〇度三一分一七秒　
一二・〇九六メートルの地点　六号
標柱六号から二五九度五一分三秒　
一・四一一メートルの地点　七号
標柱七号から三一九度四三分二二秒　
二・五二一メートルの地点　八号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　
小原山川、太田川（古川）支川七八及び上楽寺川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号から五十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一七六度二七分一八秒　
一三八一・六三六メートルの地点　一号
標柱一号から二七八度一四分二四秒　
七・一四五メートルの地点　二号
標柱二号から三〇六度一四分四一秒　
一二・八八七メートルの地点　三号
標柱三号から三二一度四二分四五秒　
一八・一〇〇メートルの地点　四号
標柱四号から二四八度二三分一八秒　
七・二三六メートルの地点　五号
標柱五号から三一〇度二六分一一秒　
三四・八一九メートルの地点　六号
標柱六号から三四〇度一六分一一秒　
八五・七八六メートルの地点　七号
標柱七号から五二度四〇分三四秒　
二六七・〇七七メートルの地点　八号
標柱八号から一五一度一八分四二秒　
四・九三七メートルの地点　九号
標柱九号から二三五度四六分一九秒　
四・一〇五メートルの地点　十号
標柱十号から一六六度五二分四二秒　
二・一二八メートルの地点　十一号
標柱十一号から一六六度五一分四五秒　
一・五六二メートルの地点　十二号
標柱十二号から二三〇度二九分一〇秒　
六・一六一メートルの地点　十三号
標柱十三号から二六九度五〇分三二秒　
一・〇九〇メートルの地点　十四号
標柱十四号から二一七度四二分五四秒　
一・八八五メートルの地点　十五号
標柱十五号から二一七度四二分八秒　
六・一九六メートルの地点　十六号
標柱十六号から二一六度二七分四〇秒　
一五・五二五メートルの地点　十七号
標柱十七号から二三二度四一分五六秒　
二・三九一メートルの地点　十八号
標柱十八号から二一二度五二分九秒　
二七・一八一メートルの地点　十九号
標柱十九号から二三〇度三〇分六秒　
四・六一〇メートルの地点　二十号
標柱二十号から一五三度五三分四八秒　
一〇・三三三メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一五七度二〇分五八秒　
七・三三〇メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一五八度二分四四秒　
一〇・八三八メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一六六度八分四四秒　
一八・二七五メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一六四度三七分二一秒　
一九・五三〇メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一五五度五七分五九秒　
一八・四二八メートルの地点　二十六号